

【議題①】

消費者教育教材の提供方法及び効果的な周知

【議題②】

消費者庁による小中向け消費者教育教材作成の必要性

課題①提供方法

学校現場では、紙媒体の教材の需要が高いものの・・・
 ・他の地方公共団体にまで必要冊数を提供してもよいと回答した教材は少ない(消費者庁調べで213教材中7教材)。
 ・ウェブサイトからダウンロードして印刷する教材は、費用面で活用しづらい。

広く学校の授業での活用を想定しなければ、実際の活用にはつながらない

課題②周知方法

【消費者教育ポータルサイト(注1)】
 ・教材等の掲載状況が悪い(掲載教材割合は約16%[消費者庁調べで213教材中34教材])。
 ・消費者教育ポータルサイトを利用して教材を検索しているアクセス数が少ない(経由300件 対 非経由約300万件)。



消費者教育ポータルサイトは見直しが必要

消費者教育教材
「消費者センスを身につけよう」の改定

消費者ホットラインの番号変更など形式面の修正を行った。
 改定版は消費者庁ウェブサイトで公表済み(注3)



加工可能な教材など多様な教材の開発

- ① 単ページ教材の開発
→冊子としないことで、必要枚数の印刷と配布が容易に。
- ② 加工可能な教材の開発
→教員や外部講師が加工可能にすることで、幅広い活用を期待。
⇒①②を踏まえ、消費者庁では、「社会への扉」について、パワーポイント版を作成。

(例)消費者庁作成教材「社会への扉」パワーポイント版(注2)



消費者教育ポータルサイトの全面的な見直し

見直しに当たって以下の点に重点を置いたサイトに移行すべき。

- ① 消費者教育の実践例の発信
→多種多様な消費者教育教材を活用した実践例の発信
→外部講師による出前講座の実践例の発信
- ②消費者問題の解説や消費者教育の素材に係る情報発信
→日々変化する消費者問題や幅広い社会的課題について、消費者教育目線での解説と情報発信
- ③利用者目線に立ったウェブサイトの構成
→学校種別、科目別に実践例等を閲覧可能に。閲覧履歴の表示。閲覧履歴から推測される教材や実践例の表示。一定の頻度での更新や適切な情報量の掲載

(注1) <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>

(注2) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

(注3) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_004/pdf/material_004_190322_0002.pdf